

平成30年7月18日

自動車検査証の有効期間の再伸長について

～平成30年7月豪雨の被害を受けて～

平成30年7月豪雨の被害に伴い、愛媛県の一部地域^{*}に使用の本拠を有する自動車の自動車検査証の有効期間を伸長しているところですが、未だ継続検査の受検が困難であるため、自動車検査証の有効期間が平成30年7月7日から同年8月5日までの車両について平成30年8月6日まで自動車検査証の有効期間を伸長します。

^{*} 大洲市、西予市野村町、宇和島市吉田町（追加）

1. 平成30年7月豪雨の被害に伴い、被害地域に使用の本拠の位置を有する車両は、未だ継続検査を受けることが困難であると認められることから、道路運送車両法第61条の2の規定を適用し、以下のとおり自動車検査証の有効期間を再伸長することとし、本日公示しましたのでお知らせします。

なお、当該公示により有効期間伸長の適用を受けた自動車の自動車損害賠償責任保険（共済）の契約期間については、伸長された期間内の継続検査を申請する時まで契約すればよいこととなります。

対象車両

愛媛県の地域の一部^{*}に使用の本拠を有する車両のうち、自動車検査証の有効期間が平成30年7月7日から8月5日までのもの

措置内容

自動車検査証の有効期間を8月6日まで伸長

2. なお、今後、対象地域の状況等に応じ、有効期間の再伸長及び対象車両の追加を検討してまいります。

【問い合わせ先】

四国運輸局 自動車技術安全部 技術課

（担当）近藤、遠藤

（電話）087-802-6785

(参考1) 参照条文

道路運送車両法(昭和26年 法律第185号)(抜粋)

第61条の2 国土交通大臣は、一定の地域に使用の本拠の位置を有する自動車の使用者が、天災その他やむを得ない事由により、継続検査を受けることができないと認めるときは、当該地域に使用の本拠の位置を有する自動車の自動車検査証の有効期間を、期間を定めて伸長する旨を公示することができる。

2 前項の公示があつた場合には、当該地域に使用の本拠の位置を有する自動車の自動車検査証の有効期間は、公示の定めるところにより伸長したものとみなす。

(参考2) 自動車検査証の有効期間を伸長した最近の例

平成30年台風第7号及び前線等の被害に伴い福岡運輸支局北九州自動車検査登録事務所が所管している地域に使用の本拠を有する車両について3日間、並びに広島県及び岡山県の一部地域に使用の本拠を有する車両について15日間伸長

平成29年7月九州北部豪雨に伴い福岡県及び大分県の一部地域に使用の本拠を有する車両について1ヶ月伸長

平成28年4月の熊本地震に伴い熊本県全域及び大分県の一部に使用の本拠を有する車両について最大3ヶ月伸長

(参考3) 四国運輸局愛媛運輸支局長の公示

(参考3)

媛運公第7号

公 示

道路運送車両法(昭和26年6月1日法律第185号)第61条の2の規定により、愛媛県の下記の地域に使用の本拠の位置を有する自動車であって、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が、平成30年7月7日から同年8月5日までのものは、平成30年8月6日をもって満了するものとする。

記

大洲市、西予市野村町、宇和島市吉田町

以上

平成30年7月18日

四国運輸局

愛媛運輸支局長





四運技技第 166 号の 4
平成 30 年 7 月 18 日

四国自動車整備振興会連合会会長 殿

四国運輸局自動車技術安全部長



自動車検査証の有効期間の再伸長について

平成 30 年 7 月豪雨の被害に伴い、愛媛運輸支局管内の一部地域（大洲市、西予市野村町、宇和島市吉田町）に使用の本拠を有する自動車は、現在、継続検査を受けることが困難な状況であると認められるので、愛媛運輸支局において別添のとおり自動車検査証の有効期間を再伸長したので了知願います。